



市役所の電話
996-2111
FAX
995-7367

防災行政無線
テレホンサービス
0120-840-225
防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

広報やしおに掲載した、市が主催するイベントなどについては、新型コロナウイルス感染の防止対策を講じたうえで開催します。なお、中止・変更になる場合がありますので、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

案内

八潮市議会定例会の傍聴

令和4年第2回八潮市議会定例会を6月17日まで開会しています。
一般質問日=6月14日(火)~16日(木)
※一般質問とは、議員が市の仕事全般について、執行機関から現在の状況やこれからの考えを聞くこと
定各日21人(当日先着順)
問議事調査課 ☎②77

会議の開催

●八潮市立保健センター運営委員会の傍聴
日6月28日(火) 午後1時30分~2

時30分
場保健センター
内令和3年度保健センター事業実績報告、令和4年度保健センター事業計画について
定5人(当日先着順)
問健康増進課 ☎995-3381
●第1回八潮市社会教育審議会の傍聴
日6月30日(木) 午後2時~
場りーと八幡多目的室2
内令和3年度社会教育事業報告など
定5人(当日先着順)
問社会教育課 ☎③92
●自治基本条例検証委員会の傍聴
日7月6日(水) 午後2時~4時
場市役所第2応接室
内自治基本条例の検証について

定10人(当日先着順)
問市民協働推進課 ☎④465
●八潮市都市計画審議会の傍聴
日7月7日(木) 午後2時~
場やしお生涯学習館多目的ホール
内社会資本総合整備計画事後評価書(案)について
定5人(当日先着順)
問都市計画課 ☎②70

緊急地震速報訓練放送

国から地震や武力攻撃などの緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム(J-ALERT)と、市の防災行政無線の連動を確認するため、訓練放送を行います。
日6月15日(水) 午前10時ごろ
内チャイムの音に続いて、次の放送が流れます。「こちらは、防災やしおです」「ただ今から訓練放送を行います」〈緊急地震速報チャイム音〉「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは、訓練放送です(×3回)」

「こちらは、防災やしおです」「これで、訓練放送を終わります」
※災害や天候などにより、訓練を中止する場合があります。
問危機管理防災課 ☎③05

ガーデンコミュニティ制度

ガーデンコミュニティ制度は、農地をいかした緑豊かなまちづくりの推進を図るため、農地の耕作、管理などを農地所有者と市民などが協働で行うものです。市では、農地の耕作、管理などのサポートを希望する農地の所有者と、農地管理に協力する農園サポーターの登録者を募集しています。
なお、登録後、農地所有者と農園サポーターが協定を締結すると、農地所有者に対して助成制度があります。
詳しくは、都市農業課にお問い合わせください。
問都市農業課 ☎②99

人権をねは 愛

無戸籍の問題について ~無戸籍者について知っていますか~

問社会教育課 ☎③65、人権・男女共同参画課 ☎⑧11

戸籍とは、人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍を公証する唯一の制度です。

日本では子どもを出生した場合、法律に基づいた届け出を行うことにより、その子どもが戸籍に記載される規定となっています。しかしながら、何らかの理由により出生の届け出が行われない場合、戸籍に記載されない無戸籍者となってしまいます。このことにより、住民票も作成されず、教育や行政サービスが十分に受けられない、住む場所や就労の機会を失うなど、社会生活上のさまざまな不利益が生じ、深刻な問題となっています。

無戸籍者となる原因の多くが、国において法改正の議論が進められている「離婚後300日問題」にあります。現在の民法では、離婚後300日以内に生まれた子どもは前夫の子と推定されます。子が別の男性との間の子どもであっても前夫の子として戸籍に記載されます。そのことで、前夫の子どもと推定されることを避けるためや、DV(ドメスティックバイオレンス)などにより前夫に子どもの存在を知られたくないなどの理由により、出生届の提出をためらう人がいることがわかっています。

あなたの周りに、戸籍や住民票がなく、学校へ進学できない、健康保険への加入ができないなどの社会生活が困難なことに悩んでいる人はいませんか。

全国の法務局・地方法務局およびその支局または市区町村の戸籍窓口では、無戸籍解消のための相談を受け付けています。

八潮市住宅改修資金補助金

市内に本店などのある施工業者を利用し、お住まいの住宅改修工事をする方にその費用の一部を補助します。

問商工観光課 ☎④79

対次の申込資格をすべて満たしている方
▼申込日現在、市内に1年以上住民登録している方▼申込日現在において市税の滞納のない方▼対象工事が、市で実施している同様の補助制度を受けていない方▼過去に同じ住宅で、この補助金を受けていない方

対象住宅 申込資格を満たしている方が所有し居住している個人住宅で、市内にある住宅(集合住宅は個人の専用部分)。

対象工事
▼市内に本店など(法人における本社または個人事業主の場合は市内に住所があること)を有する施工業者が行う、10万円(税別)以上のリフォーム工事▼補助金の交付が決定してから着工し、令和5年3月16日までに完了する工事(すでに改修工事を着工している方や、改修工事が完了している方は対象外)▼建物の内外装の改修および修繕、建物の増改築など

補助金の額 10万円(税別)以上の工事で、工事額の30パーセント(1,000円未満切り捨て)
※上限額10万円、予算枠に達し次第締め切り

日6月21日から12月23日までに、所定の申請用紙(商工観光課または市ホームページで入手)などを商工観光課窓口へ
※本人または同居の親族以外の方が申請書を提出するときは、本人の委任状が必要です。